

尾張旭市職員定数条例の一部改正について

討論要旨 川村つよし議員

本条例改正は、今年2月に策定された尾張旭市第6次定員適正化計画に基づき、市職員定数の上限を定めるものです。

定員適正化計画では、本市の抱える課題として9点を示していますが、中長期的な視点に立った、よい内容となったと思います。特に、育児休業の取得に伴う職員不足への対応についての検討については、委員会質疑で説明のあったところですが、過去6年ほどの職員の育休取得状況について傾向を捉え、育休取得者をあらかじめ見込んだ上で職員定数の上限を定めようとするもので、賛同できます。

ただ、少し注文も付け加えますが、定めようとする数は単に過去の傾向から必要数を導き出したもので、さらなる努力が求められる男性の育児休業取得の増加に対応する数字とはなっていません。男性職員の育休取得向上を視野に入れた上で、定員を定めるようお願いしておきたいと思います。

人件費比率が今後どのように推移していくかは注視する必要もあると思いますが、県内平均や類似団体と数字上で単純に比較できない理由も委員会で示されており、納得できるものでした。仮に比率が上昇したとしても、計画で示された課題に対応するためのものだとして説明ができ、市民の理解が得られない話ではないと考え、賛意を示し討論といたします。